

球磨村告示第27号

令和3年第6回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年7月27日

球磨村長 松谷 浩一

- 1 期 日 令和3年8月2日
 - 2 場 所 球磨村議会議場
-

○開会日に応招した議員

板崎 壽一君	東 純一君
犬童 勝則君	小川 俊治君
高澤 康成君	舟戸 治生君
嶽本 孝司君	多武 義治君
田代 利一君	松野 富雄君

○応招しなかった議員

令和3年 第6回 球磨村議会臨時会 会議録(第1日)

令和3年8月2日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和3年8月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について
日程第6 議案第49号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について
日程第6 議案第49号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
-

出席議員(10名)

1番 板崎 壽一君	2番 東 純一君
3番 犬童 勝則君	4番 小川 俊治君
5番 高澤 康成君	6番 舟戸 治生君
7番 嶽本 孝司君	8番 多武 義治君
9番 田代 利一君	10番 松野 富雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健 書記 山口 隆雄

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	永椎樹一郎君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	上薮 宏君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君		

午前10時00分開会

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は、第6回臨時会が招集されましたところ、全員ご出席です。

ただいまから、令和3年第6回球磨村議会臨時会を開会いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（多武 義治君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって10番、松野富雄君、1番、板崎壽一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3. 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、議案第46号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変

更についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和3年第6回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第6回臨時会が開催されますことに厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会では、議案4件を上程させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、上程いただきました議案第46号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、本村が加入している熊本県市町村総合事務組合で、組合同規約第3条第9号に規定された公務上または通勤による災害補償の事務に関して、同じく本組合に加入する熊本県北病院機構設立組合が、令和3年4月1日より、玉名市、玉東町病院設立組合へ名称変更となったため、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要があります。

また、地方自治法第290条の規定により、熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、加入する関係団体の議会の議決を経る必要がありますので、同文による議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決いたします。

議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第4、議案第47号工事請負契約の締結についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第47号工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

去る7月28日に10者を指名したところ、1者から辞退届が提出されたため、9者で指名競争入札を行い、契約金額5,852万円で山一工務店株式会社が落札した中学校技術室等新築工事につきまして、予定価格が5,000万円以上となるため、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事は、令和2年7月豪雨により、渡小学校が被災し、現在は応急的に一勝地小学校の敷地内で仮設校舎を設置し、運営しているところですが、グラウンドが使用できないなど、一勝地小学校の運営にも支障が生じているため、球磨中学校の旧技術室等を解体し、渡小学校の新たな仮設校舎を設置する準備を行っております。それに伴いまして、技術室等を敷地内の別の場所に新築するものでございます。

現在は、仮契約中で、工期は契約日の翌日から令和3年12月24日までの予定でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議願います。質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決いたします。

議案第47号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第5、議案第48号工事請負契約の締結についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第48号工事請負契約の締結について、提案をご説明申し上げます。

去る7月28日に10者において指名競争入札を行い、契約金額9,504万円で有限会社和田商会在が落札した林道川島大岩線道路災害復旧工事につきまして、予定価格が5,000万円以

上となるため、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事は、令和2年7月豪雨により被災しました復旧延長398メートルを補強、土壁工451平米、根継ぎ工などの擁壁工280立米、簡易法枠工990平米などにより、復旧する計画としております。

現在は仮契約中で、工期は契約日の翌日から令和4年3月31日までの予定でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから審議を行います。ご審議願います。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） お尋ねします。工事内訳の分で現場管理費と一般管理費に分けてあるのは分かりますが、その一般管理費と現場管理費の詳細、内容を教えていただければと思いますが。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔭宏君。

○建設課長（上蔭 宏君） 先ほど全員協議会のほうでもちょっと、うちの佐々木のほうが、建築のほうででしたけどもご説明しましたが、公共工事のほうでは、先ほどお示ししました資料1の2というところで工事内訳ということで直接工事費が、まず実際工事に加わる材料費からの合計になりますけども、その他の労務関係か何かの入りますが、その後に共通仮設費、共通仮設費については仮設材を含めた現場工事事務所やらトイレも含めて、そういった仮設物の経費、そして、今、言われました現場管理費と一般管理費についてですが、現場管理費につきましては、実際、その現場を管理する現場監督やその労務者の管理といったところの経費が出てきます。

それから、外注経費につきましても出てきますけども、そういった経費の主だった現場を管理するための経費というのを、これ国交省のほうで決めてます現場管理費率、工事費によって土木工事とか河川工事とか、それぞれちょっと率の計算式が違うんですけども、その式に当てはめた金額によって算出をしております。

それから、一般管理費につきましては、一般的には会社を管理するための、管理といいますか運営するための経費でありまして、例えば会社の役員さんたちの給与、報酬とか経理担当者とかそういったその経費の面、また、社員関係の福利厚生ですか、慰安旅行とか、それと、研修費とかそういったところの会社を管理するための経費が入ってきますので、それをやはり同じように工事価格からずっと積算していきまして、その金額によって率計算式になっております。それで計算した結果の金額ということになっております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） それは分かるんですが、その内訳金額、金額のあんばいといいますか、それをどういうふうに分けてあるのかを知りたいんですが。労務費が幾ら、ただ、管理費、管理費じゃなくて労務費が幾ら、現場のガソリン代とか何とかとそういうふうなのを幾らとかいうふうに分ける。総体的な金額しか出ていないでしょう。その内訳は分からないですか。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔭宏君。

○建設課長（上蔭 宏君） 今、言いましたように、そういった直接現場、工事、林道工事ですけども、災害復旧ですが、林道を直すための直接的な工事、労務、運転手とかダンプ運転手とか機械を動かす経費はその中に入っていて、掘削関係も直接工事費の中に入っています。その金額をまず基にして、あとはそれに対しての率計算で経費は計算するようになっております。

一部特殊な大型の重機とか特殊な車両とかなんかの解体・組立てとかいうやつは積み上げ計算方式とかいうのもありますが、今、ほとんどの経費、共通仮設も含めてですが、現場管理費、一般管理費について、その大本の工事価格から直接工事費から率計算によって計算するという方向になっておりますので、その労務費に対しての現場管理費が幾らとか、材料費に対しての一般管理費が幾らとかそういうやつはありません。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） お尋ねします。今回のこの工事につきましても、工事期間中に工事がストップする場合といいますかいろんな自然災害がまた起こってということで、6月の臨時議会のときもこういうのがありました。そのときも3か月ぐらい延長してやります。余裕を見てというふうなお話があったんですが、今回もこれをやはり2か月か3か月か余裕をされているかどうかです。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔭宏君。

○建設課長（上蔭 宏君） 前日も土木工事につきまして、まだそのときには林道がなかったんですが、今回、林道工事がやっと発注できましたけども、この工事につきましても公共土木の工事発注と同じで、今、言いましたように90日の余裕工期を設定しております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 実は、今、おっしゃった90日の余裕工期といいますと、先ほどちょっと板崎議員のほうからお話がありました。現場管理費がこれにかかってくるんじゃないかなというふうに思っちゃうんです。90日延長すると現場管理が90日延びたとすれば、工期内に終わるとしてもそのところがかかってくるのかなというのが1点と、実は、90日間延びることによって、現場につきましても、現場代理人もずっと置かなきゃいけないとかというふう

ちょっと詳しいことは分かりませんがもっと聞いているんですけど。

そうなりますと、この前、3本出まして、今回も4本目ですけど、今までもやっていただいたと思うんですけど、現場早く終われば早く、ここの90日余裕じゃなくてもっと前に切っただいて、現場管理の60日でも90日でもなったときに早くできました検査をしていただいて、早く終わっていただいたら、その現場終わることによって現場管理者がいなくていいといたしますか、いうことになれば、これだけ工事費がいっぱい出ていますので、災害によって。次のステップに行けるよというふうに業者のほうからも、業者のほうから声が出ております。

これ実は、この前、臨時議会のときも話したと思うんですけど、ちょうど球磨中の前の県道の復旧工事のときがそうでした。それで、工事終わっておって何でポールばかり立っていてということで、実は振興局に尋ねました。そしたら、いや、工事現場からも早く現場も工事終わっているんだから検査して引き上げてくださいよというお話があったということで、そうだったら早く検査してくださいよというふうに、正直言って私の立場から言える何でもないんですけど、振興局にお願いしたら1週間早めて検査を終わってということにさせていただきましたので、そういうことができるのであればやはり村としても早くしていただいて、工事の不落もあつたりいろいろしますので、そのところどうお考えか、お尋ねします。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上郡 宏君） 今、余裕工期の90日間と申しますのは、実際、90日の間は入らなくて、余裕工期ですので余分にとった工期ですよという話なんですけども、これ、実際、現場代理人、現場責任者です、主任技術者が張りつけられて着工届がまず出されます。着工届を出した時点からもう工期が始まったということで、その着工届を出すまでに90日間余裕を取りますよというような工期ですので、例えばもう取られてすぐに契約を終わってすぐ入りますと。持ってこられれば、それからもう始まるのもう90日の有効期限がないということになってしまいます。

逆に90日以内では出さなければ、その間は別の工事をやっていいんです。もう現場代理人の方は、現場1つに、今、7,000万円以下の工事で隣接工事であれば7,000万に総額で7,000万超えなければ掛け持ちができますという制度もありますけども、そういった関係でそっちのほうを、まず、その90日の間はそちらに現場取られるので、そして、90日以内にそっちの現場を終わってから工事着工に入りますという現場のところもあります。

そういった関係で、ほかの現場とのやり取りもあるのを調整するための90日間と、ほかの下請さんとかも材料関係もありますけども、そういった余裕、調整をするための90日間ということと取っておりますので、今、まさに言われました工事がいっぱいあるんで、あちこち現場掛け持ちとか重なってくる場合があると。それを有効に調整していただくための90日間ということ

で考えております。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第49号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第6、議案第49号令和3年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 議案第49号令和3年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

歳出については、予算書9ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費に計上している事業により、学校施設等における新型コロナウイルス感染症の予防対策等を実施し、財源として国や県の交付金を活用することとしております。

同じく9ページの保育対策総合支援事業補助金は、村内保育園の新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を補助し、国の補助金を活用いたします。子育て世帯生活支援特別給付金は、令和2年の所得による課税額の決定が6月に行われ、見込んでおりました対象者が増加しましたので補正をしております。

予算書10ページの林道費では、林道川島大岩線の災害復旧工事に伴う通行止めが行われることで、林道大槻大岩線を迂回路として通行する車両等が想定されるため、同路線の舗装修繕工事を実施し、財源として県の補助金を活用いたします。

また、防災費では、警戒レベル3以上の発令に伴います指定緊急避難所開設等に従事する職員の時間外勤務手当や福祉避難所設置に係る負担金を今後の台風接近等に備えて補正しております。

同じく10ページの小中学校再編計画検討委員会の委員報酬及び費用弁償については、委員会を開催し、村内小中学校の在り方を協議し、児童生徒が楽しく学び、遊べる環境を整備してまいります。

予算書10ページから11ページにかけての災害復旧費は、令和2年7月豪雨及び令和3年の梅雨期の災害復旧費をそれぞれ補正しております。

歳入については、国・県補助金を事業費に合せて補正し、村債は、第2表にお示ししておりますとおり、令和3年の林業用施設災害復旧事業分を補正しております。一般財源として繰越金を追加いたしました。

このようなことから、今回の補正予算は1億3,784万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ64億2,603万7千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議願います。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いをいたします。

一覧表を見ますと、まず、1番目が、渡地域農業活性化協議会にコロナの影響により市場価格が下落するなど販売額が減少したためと。2番、一勝地果実協同組合、コロナの影響により販売額が減少したためというふうになっております。

それに対する対策費として予算を計上されておりますが、それをブランド化及び農産物の集荷等と、販売して球磨村農家の販売支援を展開すると。あるいは、一勝地果実組合においては、選果場の効率化を図り安心安全な出荷体制の構築となっております。

これまで、これに対しては、コロナに関係なく出荷体制であったりとかというのはされていたというふうに思います。これに対する減少がどのくらいあったのか、まず、これに対してお伺いをしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 過去3年間の交付金事業、渡活性化協議会3年間のところで3,000万のところですけども、検証の結果ということで以前からもそういうことで頂いておりますけども、金額的には特に出していないんですけども、渡活性化協議会としては辛大根等の生産を行いまして、それを氷温冷蔵をしまして出荷等の販売を行いました。

それから、一部につきましては、梨の氷温冷蔵したものを出荷しまして、ある程度の評価を頂いて、氷温することによって糖度が増したりそういうことをしまして出荷したところなんですけども、それについては市場の一応評価を頂いているところだと思います。

毎床につきましては、交付金事業は特にしていないところですけども、一勝地果実協同組合につきましては特に通常、補助等は行っておりませんので、今回、補助を行うことにしているところです。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 補助が出るからとりあえずはという答弁みたいなわけです。別に出すことに反対とかではなくて、根拠づけが全く示されないわけです。要は、先ほどの全協の話の中で、令和3年度で事業を上げなければ、補助金5,600万円ぐらい程度返納しなければいけないという話が全協でありました。

その中で、小中学校の網戸取り付けに関しても球磨中、一勝地小学校は計上してあります。もちろんリース、渡小学校リースですので、それに網戸がついているか、ついていないか、ちょっと分かりませんが、やはり、教育環境を計った場合に、果たしてリースの中できちっと換気ができるような施設であったり、あるいは、網戸がきちっと本当についているのかどうかも含め、やはりそういうところにきちっと根拠づけをして予算組みをすとか。あるいは、今、否定はしません。果実組合、犬童議員もおります。渡地域活性化は小川議員もおられます。それをすることによって本当に対策を打って収入が上がるのかどうか、そこできちっとした計画があつて予算計上するものであると、私は思います。

全く答弁の中に、今、どのくらい減収になっているのかということも、ただ自分たちの自己満足の評価だけであつて、果実組合ももちろん実績はあります。もちろんふるさと納税にアップをされたとりか努力はされております。より一層これを効率化を図って、いかに減収したもの、あるいはプラスアルファ増をする対策として支援するのでは私はいいと思います。

そこが根拠がないままに、ただ単にコロナ交付金があるから、保育対策、渡保育園50万円、こがね保育園40万円、本当に保育、この環境整備をする中でコロナ対策をしっかり、いろんな保護者も出入りをする、本当に消毒液、温度計だけでいいのか。もちろん、球磨中、一勝地小学校もそうです。考えればいろんな対策は取れるはずだと思うんです。

この3,600万の内訳の中で、小学校、中学校、あるいは保育園を含めた教育環境、あるいはコロナ対策の支援として本当にこの金額でいいのかどうか考えると、やはりこれに関しては学校関係にもしっかり支援をする必要があるというふうに思います。金額はあまりにも、渡720万、一勝地果実組合240万だと思います。もう一回答弁をお願いします。

○議長（多武 義治君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

○議長（多武 義治君） それでは、会議を再開いたします。産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 金額の内訳ということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。

まず、渡活性化協議会の720万の内訳ですけれども、土壌分析セットが100万円、ECサイトの構築費が220万円、選別機が2台で22万円、半自動梱包機40万円、真空包装機102万2千円、パソコンが1台で20万円、段ボールが10万円、その他消耗品が10万円と周回用の自動車としまして軽トラックを200万で予定してまして、全体で724万ぐらいだと。

一勝地果実組合のほうですけれども、選果場の機械の更新を予定してまして、事業費が490万円余りで、補助金が241万1千円となっています。

以上です。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） よくぞそういう答弁ができると思うんです。コロナに何の関係があるんですか、コロナに。コロナ対策助成でしょう。

じゃあ、今、災害時に各施設に予防的避難します。コロナ感染リスクもある中で、そういう施設に——いろんな補助もあるかもしれない。今、教育委員会でも別に、それはいろんな補助もあると思うんです。

今、この災害を受けて予防的避難でそういう、仮に高沢のそういう施設に早く非難しなさいと言ってます。そういう施設に何かコロナ感染対策をされているのか、言わばそういうところに温度計であったり、もちろん消毒液であったり、ほかにいろんな対策打てるわけです。どうも理解に苦しむ。

村長。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） この、コロナの給付金の性格的なものという中に経済対策というところもございます。確かに理由づけの中に減収とかそういう数字も上がっているようでございますけれども、まず、その被災した関係等もありますので、そういったところの経済対策として、今回、このような国金事業を受けるということになっているところでございます。

そして、一回、そして、今、上げているこの分というのは、一回もう予算計上してある分でございます。そして、今年、その繰越しの分をこういうふうにしますということで、今、皆さんに示しているところでございますので、そしてもう一つ、これまで、確かに高澤議員が言われるように補助金ありき、補助金があるから何かをしようということが、そういうところも見られたと思います。ただ、これからは、できる限りこういうことをしたいからこういう補助金がないだろうかと、そういうふうな考えの下で事業を実施できたらと思っているところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 私だったら、マスクもただじゃないんです。高齢化が進んで年金暮らしの人たちで、この感染リスクを下げるために買っているんです、マスクを。なら、全世帯にマスクを3ケースずつやるとか、それが本来のこの補助金の趣旨じゃないのですか。

以前は、このコロナ対策の分に関しては、誰か一生懸命手作りされて配られました。いや、間違いですか、私、言っていること。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 今、村長も色々申し上げておりますけども、このコロナ対策、もう国のほうから数字の対策が打たれております。

今回、県のほうからも対策がということで併せて予算計上させていただいております。議員おっしゃられるとおり、各家庭向けというところの対策としましては、例えば給付金というのもございました。

昨年、今年の2月ですか、議会の中でも福祉年金の話がありましたときに、障害者、あるいは高齢者のおられる方の世帯については給付金を上乘せを独自にさせていただくというところで、今、おっしゃられたような各家庭でいろんなコロナの感染対策で負担が出ている部分というところは、そういったことで対応させていただいているのかなと考えているところでございます。

それから、併せまして各避難所でありますとか、そういった各公共施設等々の感染症対策につきましても、これまで数字、予算計上させていただきまして、それぞれ実施をしてくれているところでございます。

今回、議員がおっしゃられておる私も同じような意見をといますか、こういった経済対策がなかなか難しく、それぞれの持続化給付金でありますとかそういったところは減少しているという事実を持ちまして、それに対して対策を講じるというところでございますけれども、それ以外でも今回、村のほうとしましては、各農業者に対しましての施設の購入の補助ですとか、今まで手をつけられなかったというところにつきまして、こういったコロナの交付金も活用しながら今後の球磨村の農業の活性化であるとか、そういったところの支援をさせていただきたいというところの意図を持ちまして、いろんな対策を講じているというところでございます。

○議長（多武 義治君） 高澤議員、最後の質問でお願いします。

○議員（5番 高澤 康成君） コロナ対策交付金の趣旨に沿って、今、計上されている機械の買い替えというのが、本来それが通るのか通らないのか、通る通らん、通ったから載せているのだから、趣旨に、本来の趣旨にそうであるのか、あるいは専業農家、あるいは兼業も含め小規模にされている農家さんもおられます。

今回の災害において減収は、誰でも減収しております。そういう部分に関して減収して、今、仮設に入られて、農業したいけれどもできない。本来、年金プラスアルファ農業で上げる。農業

収入部分も将来的何の計画もできない。そういう人たちにおいて、じゃあ、補助できるのか。ミシマサイコなどいろいろつくられております。

本当にそれが農業収入として、この水害を踏まえて収入があったのかどうか、全住民対象にして考えていただかなければ、この交付金の本来の目的は達成しないと私は思います。

これ以外に、今回、今、いろんな機械の買い替えも含め計上されておりますけれども、それはそれとして、そういう人たちの支援というのは、村長どのお考えですか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回、この予算に計上してある分というのは、確かに村民一部の人を対象にしたものかもしれませんが、これまで先ほど副村長も言われたように給付金でありますとか、そういうところで村民全体に向けては対応してきたものと考えているところでございます。

ただ、今、高澤の意見を受けまして、確かにこのいろんな支援の事業に関しましては、役場の職員さんが一生懸命考えて、こういうのはどうだろうかということで提案をいただいたものでございます。今後、村民全体、一部ではなくて村民全体がそういう、こういう事業の恩恵を受けられるような考えを持っていろんなことに、コロナ給付金だけではなくてほかのことにしまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） コロナ対策に係る農業関係でのこの間の支援というのは全くございませんでした。とりわけ生産・販売をする農家にとっても、商品の低迷、価格の低迷化によってそれなりの影響を受けております。

ですから、全ての球磨村で生産する商品全てに対応できるとは限りませんが、何らかの形で販売農家に対するいわゆる支援というのやはり考えていくべきだろうと、そういうふうに思いますので、そういった中身について「具体的にこういうことで支援をいたします」そのことをはっきり申し上げていただければ、私はいいと思います。

そして、これまで取り組んでまいりましたいろんな取組の中で、昨年の豪雨災害によって失ったものもあります。それを元に戻してもらいたいという、そういった要望もあります。これは、当然、今後の農業する上で継続性に求められますので、そこも大事にしていきたいという立場から、この苦しい答弁になるかというふうに思いますけれども、そこは執行部としてしっかり状況をつぶさに報告し、そして今後に向けての対応ということでコロナ対策の対応ということで、そのことをしっかり受け止めていただいて対応いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。

今回は、コロナ、そして、去年の7月豪雨災害によりまして農業されている方のみならず、商業、いろんな方が被災をされて大変な思いをされていると思います。村としてできること、何ができるか分かりませんが、しっかりと皆さんの意見を聞きながら取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 1番です。

コロナ対策の件で9ページの委託料の件で、コンビニ納付キャッシュレス決済。

○議長（多武 義治君） マイク使ってください、マイク。

○議員（1番 板崎 壽一君） 委託料891万、コンビニ納付キャッシュレス決済構築業務委託料、この点をちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。コンビニ納付キャッシュレス決済の構築ということで、コンビニに行かれますと電気料とかなんとかは窓口でお金を支払いながらされている方をお見かけされると思っておりますけども、村でしております税とかなんかもわざわざここに来られなくてもコンビニ行って、コンビニでその納付書とお金をするというのがコンビニ納付でございます。

キャッシュレスというのが、今、携帯で自分の口座を登録して、このお金からこのお金を入金しますよといったならば、その納税になるということでございますので、わざわざそういうところに行かなくても自宅でもそういうのが。また、24時間、自分が空いたときにそういう納付をできるということでございますけども。

ただ、それをするためには構築をしなければなりません。今のところ、RKKコンピューターサービスを一応町内のそういうところでしておりますので、そういうところに委託をして構築をしなければそういうのが使えませんので、今回、コロナウイルス対策交付金を使いまして納税者皆様にとって便利のよい、利便性のよいということで、今回、上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 内容は分かりましたが、高齢者、高齢者にとってみればちょっと利便性を欠けると思うんです。もう行けない、そして、スマホは扱えないとか、そういうことの人たちのことは考えてありますか。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（永椎樹一郎君） やはり、そういうコンビニにも行けないし、また、口座、そういうスマホもということでございますので、そういう方たちには、そういうやはりお年寄りの方につきましては、そういうのが使えませんが、そのときには、今まで、以前のおおりのような納付の方でございますし、また、どういふのがやはりそういう高齢者の方にとっても使いやすくていいようなことも今後はやはり考えていかなきゃならないと思っておりますけど、まずは、そういうことの構築をさせていただいて、今後、そういうのにも変えていかなければならない部分についてはさせていただきたいと思っておりますので、以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがつて、議案第49号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがつて、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（多武 義治君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和3年第6回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員